

玄海町産業振興促進計画

令和 2 年 2 月 20 日作成
佐賀県玄海町

1. 総論

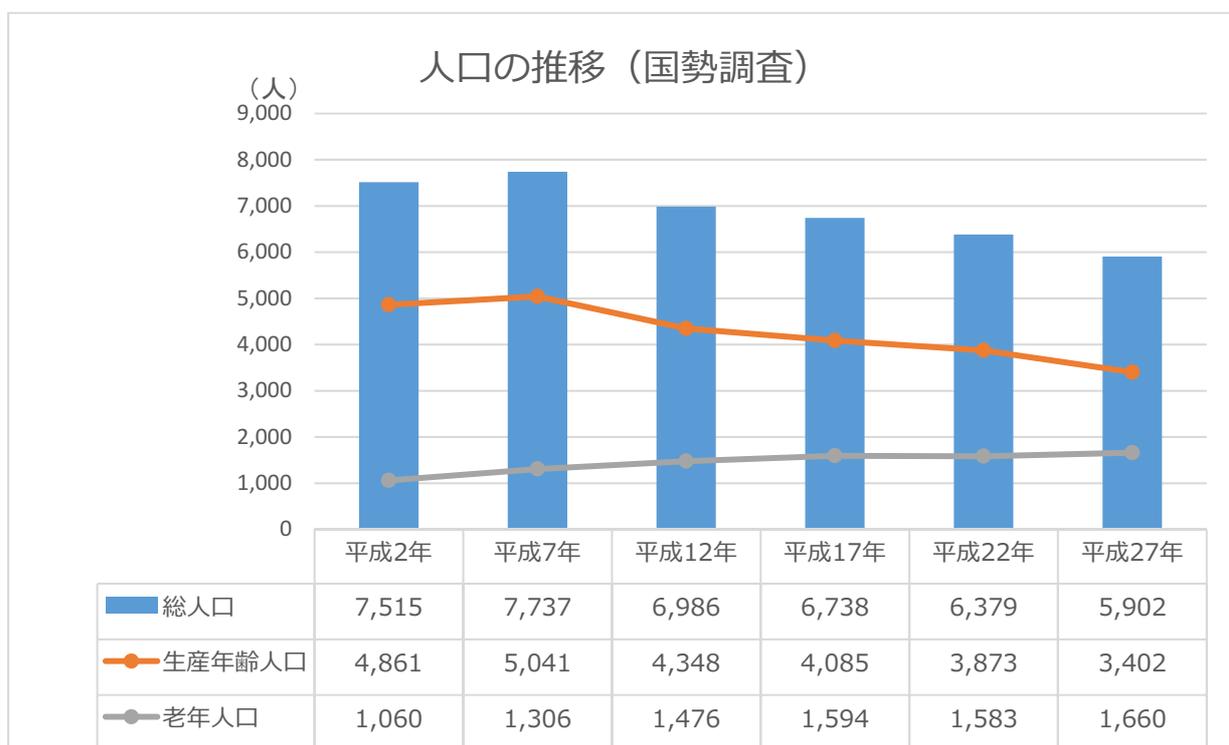
(1) 計画策定の趣旨及び計画区域内の状況

当町は、東松浦半島西部中央に位置し、西と北側は玄界灘に面し、東と南側は唐津市と隣接している。面積は 35.92 km²、標高 100~200mの低い山が波状的に起伏し、玄武岩特有の上場と呼ばれる丘陵性台地であって、山間山麓地帯に集落を形成し、一部に平地を有するが耕地の大部分は山間地帯に分散している。気候は温暖で豊かな自然に恵まれた地域である。

地域内を流れる有浦川や志礼川などは、豊かな水をたたえ、生活用水や農業用水など貴重な水資源であるばかりではなく、まちに潤いを与え豊かな水空間を演出している。これらの資源を使い、米やミカンをはじめとする果実などが栽培され、良質の肉用牛も飼育されている。当町は、第一次産業を基幹産業として発展してきた地域で、主な農産物は、ミカンやイチゴ等の果樹、米、野菜や肉用牛となっている。

玄界灘に面する海岸線は、リアス式で出入りに富み、風光明媚なことから玄海国定公園に指定されている。水産業においては、沿岸一帯は好漁場に恵まれ漁船漁業が盛んであったが、捕る漁業から育てる漁業として、昭和 50 年頃からはマダイやブリ、フグ等の魚類養殖が盛んに行われるようになった。

一方で、農業をとりまく環境は、海外からの農産物や農業従事者の高齢化、後継者不足等により厳しくなってきた状況である。水産業については、過度な漁獲等により水揚量が減少し、また、輸入水産物の増加、食生活の変化による魚離れによる魚価の低迷にはなかなか歯止めがかからず、燃油等も高騰し厳しい漁業経営が続いている状況である。また、人口は 5,902 人（平成 27 年国勢調査）で、平成 12 年 6,986 人、平成 17 年 6,738 人と減少傾向にあり、住民基本台帳の数値からも、昭和 60 年代から平成初期頃までは玄海原子力発電所の建設工事により 7,500 人前後を維持していたが、その後は徐々に減少し、平成 30 年度末で、5,608 人となっている。



このような状況の中で、当町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため雇用の場の確保や所得水準の向上による定住促進対策、都市部との対流による交流人口の拡大を図る産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

（２）前計画の評価：

ア 前計画における取組及び目標

当町が、平成27年に認定された玄海町産業振興促進計画（平成27年度～31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

（i）町

- ・町の広報紙やホームページ等において、新たな租税特別措置法における周知を行う。
- ・当町の産業振興を図るため、事業ごとの補助基準を定め、農林・漁業・商工業者に対して補助を行う。（玄海町産業振興補助金）
- ・当町産業の近代化、合理化及び経営の安定化を図るため、必要な資金の融資と利子補給の補助を行う。（玄海町1・2・3産業振興資金融資制度）
- ・町内にスポーツ・文化活動等の大会や合宿を誘致し、町内に宿泊した団体の宿泊費の一部を助成する「玄海町合宿等誘致補助制度」の活用

（ii）県・関係機関

- ・玄海町と唐津市の農畜産物のブランド化を積極的に推進（玄海町、唐津市、JAからつ）
- ・唐津玄海地区水産物のブランド化及び消費拡大の推進（玄海町、唐津市、伊万里市、佐賀県、漁業生産及び流通団体他）
- ・租税特別措置の活用の促進のための、県の企業向け案内等の周知（佐賀県等）
- ・佐賀県産業人材確保プロジェクトの推進（佐賀県等）
- ・学生等のインターンシップ（就業体験）の推進（佐賀県等）
- ・技術者の大学等派遣研修への助成（佐賀県等）
- ・中核人材育成のための大学等での講座の実施（佐賀大学、佐賀商工会議所等）
- ・職者訓練の実施（佐賀県等）
- ・試験研究機関、大学による技術指導、技術相談の活用（佐賀県、佐賀大学）
- ・再生エネルギー関連産業集積プロジェクト事業の活用（佐賀県）
- ・太陽光発電関連産業振興事業の活用（佐賀県）
- ・企業連携コーディネータによる支援（佐賀県、（公財）佐賀県地域産業支援

- センター等)
- ・新製品開発等補助事業（佐賀県、（公財）佐賀県地域産業支援センター等）
 - ・産学官共同研究コーディネート事業（（公財）佐賀県地域産業支援センター等）
 - ・産学官連携技術革新支援事業（佐賀県等）
 - ・さが機能性・健康食品開発拠点事業（佐賀県、佐賀大学、佐賀商工会議所連合会）
 - ・企業の立地を促進し、地域経済の活性化、雇用の創出及び定住の促進を図る企業に対する不動産取得税の課税免除（佐賀県）
 - ・電気料金の実質的割引措置となる原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金の交付（国）
 - ・西九州自動車道、佐賀唐津道路の整備（国）
 - ・本町の産業振興及び地域の活性化と福祉の増進を図ることを目的に、町内の各種事業者及び関係団体から組織した「玄海町地域振興会」による地域活性化の取組

【目標】

| 項目 | 新規設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 製造業 | 2 | 5 |
| 農林水産業等販売業 | 1 | 1 |
| 旅館業 | 2 | 2 |
| 情報サービス業等 | 1 | 10 |
| 計 | 6 | 18 |

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興を図ったが、状況は目標に到達せず、令和元年度末時点で次のような状況となった。

【実績】

| 項目 | 新規設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 製造業 | 0 | 0 |
| 農林水産業等販売業 | 0 | 0 |
| 旅館業 | 0 | 0 |
| 情報サービス業等 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 |

※ 半島税制の適用があったもの

【成果及び課題】

- ・要件に該当する新規投資があるかどうかの確認が不足していた。
- ・制度の周知が十分でなかったこと等により実績がなかった。
- ・周知できたかどうかの確認が不足していた。
- ・手続き方法等の制度に関する疑問点の聴取体制が十分でなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

当町は、以上の状況を踏まえ、半島税制の周知を随時行って活用を促すともに、事業者の活動を支援し、産業振興及び雇用機会の拡大を促進する。本計画においては、具体的方向性として、次の方針による取組を重点的に進めていくこととする。

- (i) 半島税制の周知による域内企業活動の活性化
- (ii) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (iii) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iv) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (v) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された東松浦半島地域内における玄海町内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 製造業及び商工業

地域で大多数を占める中小企業等の雇用の維持や技術の継承、加工技術の高度化・近代化、新製品の開発や経営の安定化、景気低迷による立地企業の需要の減少や既存企業の経営強化が課題である。

また、大型店の立地増加や後継者不足による、地元商店街の空き店舗の増加等が課題である。

(2) 観光業（旅館業を含む）

当町が立地するこの地域の海岸はリアス式であり好漁場であるが、景観の面からも海岸線から傾斜に沿って段々に駆け上がる「浜野浦の棚田」が日本棚田百選にも選ばれており、特に田植え時期（4月下旬）に夕日が水田を黄金に染める情景は幻想的で、農地としての役割を果たすだけでなく、貴重な観光資源となっている。また、この一帯は、令和元年度に浜野浦整備基本計画を策定したところであり、今後観光拠点として整備を進めていくこととしている。

一方、町内の旅館業は、玄海原子力発電所に関連した作業員等を主に対象とした経営体型であり、原発の稼働状況により経営が左右される傾向にある。今後は、多様化する観光ニーズに対する宿泊受入体制、利便性の高い交通体系や施設のバリアフリー化等を行い、経営の安定化を図ることが課題である。

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む。）

農林水産業従事者の高齢化や担い手の減少、イノシシ等の鳥獣被害の増大、農漁村の衰退、農地の耕作放棄地の増加、水産資源の減少による資源管理や漁場の環境整備、商品開発や流通、加工、販売体制の整備等が課題である。後継者対策や特産品のブランド力の強化や6次産業化の促進、産直施設の充実化が必要である。

雇用の場の確保と地域の活性化を図り若者を定着させるため、地域の資源や産業を活かし、地域住民と行政、各産業が連携し、地域自らの発意により新たな産業を起こす6次産業化等の環境整備を支援していく。

また、従来から生産してきた農林水産物のほか、町営の薬用植物栽培研究所では、砂漠地に自生する「甘草」など薬用植物の高品質栽培法を九州大学などと共同研究を行っており、これらの技術を活かしたプロジェクトを進め、医薬品や化粧品の原料として栽培の促進を図っている。

(4) 情報サービス業等

地域全体に光ケーブル網を整備し地域内高速通信環境を実現しているが、産業分野において十分に活かされておらず、企業誘致が進まないのが課題である。これらの特性を広くPRし活かしていくことも必要である。

そのためには、地域に関連する教育機関である九州大学や佐賀大学などの大学、研究機関との連携を図る事も重要である。共同研究や大学等が持つシーズを活用することにより、研究成果の事業化が期待できる。

また、近年は情報管理のあり方が課題として取り上げられるようになってきている。このような状況において、地震をはじめとする自然災害の少ないこの地域を立地、人材、インフラなど総合的な魅力をPRしながら、情報通信関連産業の集積を図ることも重要なことである。

(1)、(2)、(4)の業種は共通して、経営の安定、生産技術の向上や生産設備の投資を行い、競争力を高めることが課題となっている。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、次のとおりとする。

- ・ 製造業及び商工業
- ・ 観光業（旅館業含む）
- ・ 農林水産業（農林水産物等販売業を含む。）
- ・ 情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体との役割分担及び連携

上記の課題に対応するための関係機関における取組及び関係機関の連携により進める取り組みは以下のとおりである。

(1) 製造業及び商工業

| 取組事業 | 説明 |
|-----------------|----------------------|
| 製造業者及び商工業者の経営支援 | 商工業者に対して補助し事業を支援する。 |
| | 必要な資金の融資と利子補給の補助を行う。 |

| | |
|--|---|
| | 電気料金の実質的割引措置となる原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金の周知 |
|--|---|

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|------------------|
| 町 | 事業費補助等各種支援事業の実施 |
| 県 | 企業立地促進等各種支援事業の実施 |

(2) 観光業（旅館業含む）

| 取組事業 | 説明 |
|----------------|--|
| 交流人口の増加、宿泊客の増加 | 地域資源を活かし交流人口の増加につなげる。また、町内に宿泊した団体の宿泊費の一部を助成し、町内にスポーツ・文化活動等の大会や合宿を誘致する。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|------------------|
| 町 | 観光拠点の整備等各種事業の実施 |
| | 各種媒体による町の魅力発信 |
| 観光協会 | 町内でのイベント等各種事業の実施 |
| | 町と連携した域内の魅力発信 |

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む。）

| 取組事業 | 説明 |
|-------------|------------------------|
| 農林水産業者の経営支援 | 農林水産業者の事業費を補助し事業を支援する。 |
| ブランド化の推進 | 製品の付加価値化事業を行う。 |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|--------------|
| 町 | 各種補助事業の実施 |
| 県 | 各種補助事業の実施 |
| J Aからつ | 農畜産物のブランド化推進 |

(4) 情報サービス業等

| 取組事業 | 説明 |
|-----------|-----------------------------------|
| 企業立地促進事業 | 企業立地等に向けた町独自の補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。 |
| 実施主体・主な役割 | |
| 町 | 企業立地促進等各種支援事業の実施 |

(5) 共通

| 取組事業 | 説明 |
|---------------|---|
| 租税特別措置の活用促進事業 | 町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。 |
| 地方税の不均一課税 | 半島税制による不均一課税 |
| 実施主体・主な役割 | |
| 町 | 租税特別措置、地方税（町税）の不均一課税の実施 |
| | 事業者向け説明会・相談会の実施 |
| | Web媒体、情報媒体による情報発信 |
| 県 | 地方税（県税）の不均一課税の実施 |
| 商工会 | 町と連携した制度説明会の開催 |
| | 会員への制度の斡旋 |

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

| 目標 | 目標値 |
|-------------|-----|
| 新規設備投資件数（件） | 5件 |

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

| 目標 | 目標値 |
|-----------|-----|
| 新規雇用者数（人） | 10人 |

| | |
|------------|-------|
| 年間観光客数（千人） | 350千人 |
| 年間人口社会減（人） | 2人 |

※ （１）、（２）の新規雇用者は、半島税制を適用するもの

（３）事業者向け周知に関する目標（毎年度）

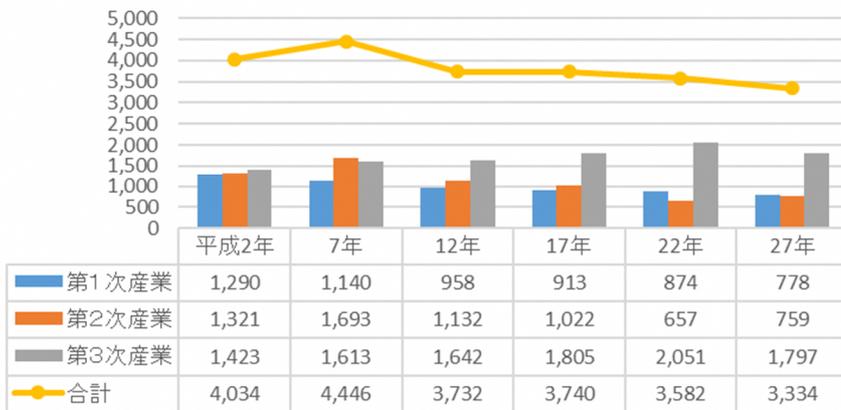
| 概要 | 内容 |
|-----------------|--|
| ① 説明会の実施 | 年1回町内商工会の定期総会時に税制の説明を実施する。 |
| ② Web媒体等による情報発信 | 町のホームページにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて年1回以上確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。 |
| ③ 事業者への直接周知 | 税務及び企業誘致の部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。 |

8. 計画評価・検証の仕組み

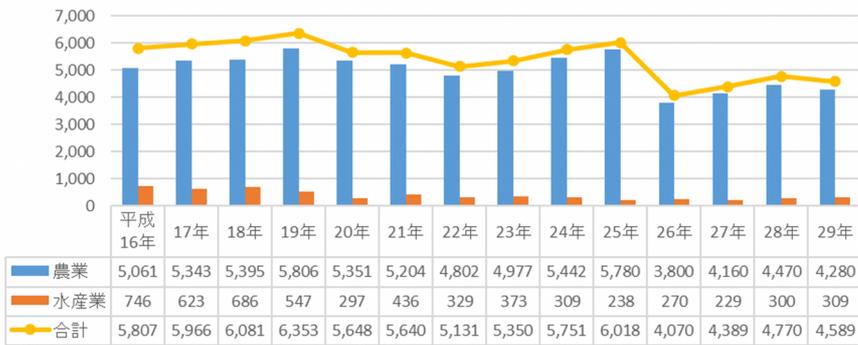
本計画に記載する、施策等については、当町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

1 産業別の就業者数(単位:人)



2 販売額及び漁獲高の推移(単位:百万円)



3 製造事業所数、従事者数、製造品出荷額等の推移 (単位:社、人、万円)



4 観光入り込み客の推移(単位:千人)

